

高齢者は、後付け安全運転支援装置をより少ない費用負担で設置できます

高齢ドライバーによるアクセル・ブレーキのペダル踏み間違い事故を防止するため、昨年11月から開始した「安全運転支援装置設置促進補助金」について、国のサポカー補助金制度と合わせるとともに、愛知県と協調し要件を緩和するなど、より高齢者が装置を導入しやすいよう制度をリニューアルします。

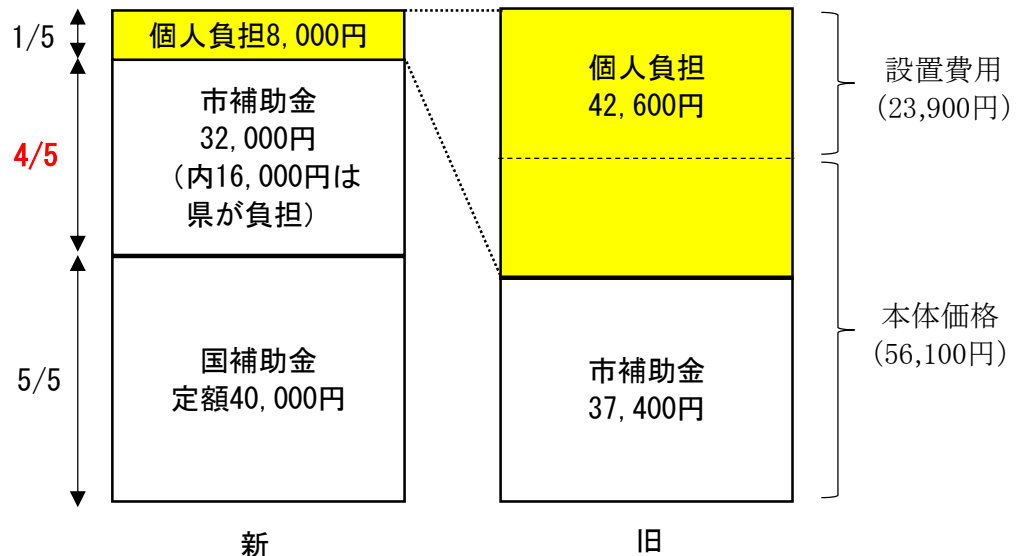
1. 令和2年度 高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金の概要

(1) 急発進抑制装置

項目	新（令和2年度）	旧
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内在住の65歳以上の方 ○ 所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内在住の70歳以上の方 ○ 市民税非課税もしくは市民税均等割のみ課税されている方
対象自動車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証が「自家用」となっている自動車 ○ 運転免許証に記載された氏名と自動車検査証の「使用者氏名または名称」に記載されている氏名が同一の自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同左 ○ 申請者名と自動車検査証の使用者または所有者が同一の自動車
補助率	$(\text{本体価格} + \text{設置費} - \text{国補助金}) \times \frac{4}{5}$	$\text{本体価格} \times \frac{2}{3}$
限度額	3. 2万円（急発進抑制装置等の場合）	6万円

■ 高齢者が急発進抑制装置を導入した場合の費用負担比較

トヨタ自動車 踏み間違い加速抑制システムを80,000円（本体価格56,100円＋設置費用23,900円）で購入設置した場合、新制度ではおよそ1割程度の負担となります。



(裏面につづきます)

(2) 衝突防止補助装置

豊橋市オリジナル

急発進抑制装置に加え、本市が独自に実施している衝突防止補助装置（モービルアイ）への補助についても要件を緩和します。

項目	新（令和2年度）	旧
対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 市内在住の65歳以上の方○ 所得制限なし○ 「<u>走行車両取得情報を活用した予防型交通安全対策に関する協定</u>」に基づく走行車両取得情報の提供に協力していただけの方	<ul style="list-style-type: none">○ 市内在住の70歳以上の方○ 市民税非課税もしくは市民税均等割のみ課税されている方○ 同左
対象自動車	<ul style="list-style-type: none">○ 自動車検査証が「自家用」となっている自動車○ 運転免許証に記載された氏名と自動車検査証の「使用者氏名または名称」に記載されている氏名が同一の自動車	<ul style="list-style-type: none">○ 同左○ 申請者名と自動車検査証の使用者または所有者が同一の自動車
補助率	本体価格×2/3	同左
限度額	6万円	同左

■ 走行車両取得情報を活用した予防型交通安全対策とは

豊橋市、ジャパン・トゥエンティワン株式会社及び豊橋技術科学大学の3者が連携し、衝突防止補助装置を設置した車両から出力される走行車両取得情報*をもとに、豊橋技術科学大学が潜在的な危険箇所を抽出し、当該危険箇所における事故を未然に防ぐための効果的な対策を産学官民で構成する組織において検討・実施するものです。

*走行車両取得情報とは

衝突防止補助装置を設置した車両から出力される自動車走行状態データ及び警告イベントデータ

(3) 申請書類の設置場所・提出先等

設置場所	市内各店舗 豊橋市役所 安全生活課 市ホームページ（ダウンロード）
提出先	豊橋市役所 安全生活課

※ 豊橋市の申請様式は、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町への申請においても使用できます。

問合せ 市民協創部安全生活課 課長補佐 金地（電話 51-2553）

令和2年度

高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金

高齢運転者の交通事故防止のため、安全運転を支援する後付け装置の普及を図ります。

対象者 ※以下のすべての要件に当てはまること

- 市内在住の65歳以上の方
(年度内に65歳に到達する方を含む)
- 自動車検査証に記載された
使用者である方
- 令和2年4/1以降に対象装置を設置した方
- 豊橋市税及び自動車税を滞納していない方

補助額

装置の種類	上限額	補助率
急発進抑制装置等	3.2万円	装置の購入及び 設置に要した費用の4/5
急発進抑制装置 (センサーなし)	1.6万円	
衝突防止補助装置	6万円	装置の購入に要 した費用の2/3

申請の流れ

安全運転支援装置設置後に下記書類を市へ提出してください。

※自動車検査証に「自家用」の記載がある自動車が対象です。

※1人につき1台まで

提出書類

- 交付申請書
- 誓約書
- 販売店の発行した領収書の写し
- 安全運転支援装置販売・設置証明書
- 自動車運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- データ提供の同意書
(モバイルアイ設置者のみ)
- 請求書
- 通帳の写し

申請期限：令和3年1月31日

対象となる安全運転支援装置

種類	装置名	取扱事業者
急発進抑制装置等	踏み間違い加速抑制システム	TOYOTA (各正規ディーラー)
	つくつく防止	ダイハツ工業 (各正規ディーラー)
	ワンペダル	事業者確認中
急発進抑制装置 (センサーなし)	ペダルの見張り番II	オートボックス
	S ³ -drive 誤発進防止システム2	イエローハット/サン自動車工業認定取扱販売店 J A R W A 加盟自動車整備工場 ^(*)
	アクセル見守り隊 [®]	イエローハットなど データシステム認定取扱店
衝突防止補助装置	モバイルアイ	ジャパン・トゥエンティワン

(*)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社がサポートする店舗

※それぞれの対象装置の詳細は、各取扱事業者にお尋ねください。

※取扱事業者は一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業者」に限ります。

※対象装置は随時更新されます。最新は市HPから確認してください。

問合せ 豊橋市役所 安全生活課 交通安全・防犯グループ
TEL 0532-51-2550 FAX 0532-56-0123

補助金申請の流れ

1 安全運転支援装置の申請日時点において対象者であるか確認します

- 65歳以上の方
(年度内に65歳に到達する方を含む)
- 豊橋市に住民票がある方
- 豊橋市税及び自動車税の滞納のない方
- 自動車検査証に記載された使用者である方

2 愛知県内の認定事業者^(※)で安全運転支援装置を設置します

- 設置する自動車の自動車検査証に「自家用」の記載があること

3 設置後速やかに 市役所安全生活課(東館12階)へ補助金の交付申請書を提出します

【必要書類】

- 交付申請書
- 誓約書
- 販売店の発行した領収書の写し
- 販売・設置証明書(販売店が記入するもの)
- 自動車運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- データ提供の同意書
(モバイルアイ設置者のみ)

4 書類審査後に市から交付決定通知書を郵送します

5 市へ補助金の請求をします

- 【必要書類】 請求書 通帳の写し(表紙と見開き部分)

6 指定口座へ補助金を入金します

支払われる補助金のうち、約5割は愛知県より助成を受けています。

(※)愛知県内の認定事業者

一般社団法人次世代自動車振興センターが認定する後付け取扱事業者について、センターが随時認定しHP上にて公開しています。
最新の事業者一覧は、センターHPにてご確認ください。



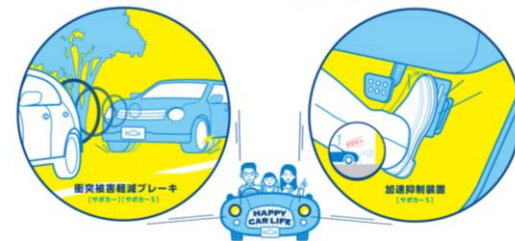
令和元年度中に満65歳以上となる方（※）を対象に、

①対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車（サポカー）

②後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置

の購入等を支援します。

（※）令和元年度中に満65以上となる高齢運転者を雇用する事業者を含む。



①サポカー購入補助

対象： i) 対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ
ii) ペダル踏み間違い急発進抑制装置

i かつ ii を搭載する車両 i のみを搭載する車両

登録車	<u>10万円</u>	<u>6万円</u>
軽自動車	<u>7万円</u>	<u>3万円</u>
中古車	<u>4万円</u>	<u>2万円</u>

②後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置 購入補助

障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置等	<u>4万円*</u>
ペダル踏み間違い急発進抑制装置等	<u>2万円</u>

*補助対象車両が中古車で、購入時に i 搭載分の補助金2万円が支給されている場合、補助上限額は2万円

補助金の申請から交付までの流れのイメージ

